

## 【質問書回答】令和5年度仙北市Ma a S事業化企画・運営委託

No	質問	回答
1	<p>実施要領「1. (3) 業務の契約期間(予定)」をみると、令和6年2月26日(月)とあり、仕様書「8. その他(1)」をみると「委託料の支払いは、業務完了後の実績報告等に基づき行う」と記載されている。委託料の入金は令和6年3月中に行われるということでしょうか。</p>	<p>成果品又は報告内容の検査合格後に支払いを請求して頂き、その日から30日以内に支払う。</p> <p>そのため、3月中の入金は可能であるが、支払請求日次第では、必ず3月中の入金になるとは限らない。</p>
2	<p>仕様書「3. 目的」にある「市内移動」とは仙北市全体なのか。「5. 業務内容(2)(ア)①」を拝見すると、田沢湖駅到着後の想定とあるが、「5. 業務内容(1)(ア)」の課題の調査、現状の整理の範囲が仙北市全体なのか、旧田沢湖町の範囲なのかをお教え願いたい。</p>	<p>田沢湖駅を起点に考えており、仙北市全体ではなく、田沢湖地区(旧田沢湖町)を想定している。</p>
3	<p>仕様書「3. 目的」にある「事業化」とは何を目指すのか。公共事業としての事業化か、商業事業としての事業化かお教え願いたい。</p>	<p>行政として必要な支援を行うことを想定しているが、公共事業ではなく、民間事業としての事業化を想定している。</p>
4	<p>「4. 業務期間」をみると令和6年2月26日(月)となっているが、「5. 業務内容(2)(イ)」では、「令和6年度実施予定の実証運行モデルを作成する。」と記載されている。企画提案書には、仕様書に沿った令和5年度の取り組みのみを記載すればよいのか、令和6年度の実証運行モデル(案)まで記載すればよいのか、どちらか。</p>	<p>委託業務の中で、令和6年度の実証運行モデルを作成して頂く必要はあるが、企画提案書には必ずしも記載する必要はないと考える。</p> <p>但し、企画提案書への記載は妨げてはいない。</p>
5	<p>本事業の一部を再委託することは可能か。再委託する場合、本業務の委託料の何%までという制約はあるか。</p>	<p>業務の全部を一括して又は主たる部分を再委託してはならないが、業務の一部であり、書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。</p> <p>なお、委託料の何%までというのは明示できるものではないが、少なくとも過半数を超える場合は、一部の再委託とは言えないと考える。</p>